

令和3年6月25日

全国中小企業団体中央会 御中

不法就労外国人対策等協議会

外国人の不法就労の防止に関するお願い

平素より、外国人の不法就労防止に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで、貴団体を始めとする経営者団体の皆様の御理解、御協力を得ながら外国人の不法就労防止の施策を推進してきた結果、我が国における不法残留者数の減少に一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、近年、不法残留者数は増加傾向にあり、本年1月1日現在では8万2,868人と、昨年1月1日現在の不法残留者数に比べ、24人減少したものの引き続き憂慮すべき水準にあり、不法滞在者による不法就労の防止が依然として重要な課題となっています。

現に、令和2年中に退去強制手続を執った外国人1万5,875人のうち、約70パーセントの1万993人について、不法就労の事実が認められたところです。

また、不法就労の態様についても、身分や活動目的を偽って在留する偽装滞在者が偽変造在留カード等を行使する事案や、難民認定制度を就労・定住目的で悪用する事案が発生しているなど、その手口は悪質・巧妙化しています。

例年6月は「外国人労働者問題啓発月間」として政府による各種取組がなされておりますが、不法就労防止対策を実効あるものにするためには、事業主の皆様を始め広く国民の皆様にこの問題を正しく理解していただき、その防止に努めていただくことが重要です。そのためには貴団体を始めとする経営者団体の皆様の御協力を賜ることが不可欠であると考えております。

つきましては、当協議会が取り組んでいる不法就労等外国人対策への御理解と御協力をお願いさせていただくとともに、不法就労等外国人を雇用することのないよう、関係各方面への周知・指導等について特段の御配慮をお願いいたします。

具体的には、在留カードの記載内容等により就労ができる外国人であるかを確認すること及び外国人雇用状況の届出において対象となる外国人被雇用者の身分事項等を漏れなく正確に記載し提出することを周知いただき、これらの遺漏によって法令に反するようなことがないように指導等を行っていただきたいと存じます。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、航空便の欠航・運休が相次いでおり、帰国困難となる外国人が多く発生しています。これに伴い、在留外国人が当初予定していた在留の期間を超えて在留することとならざるを得ない状況が発生しています。

そこで、こうした困難を抱える一定の外国人に対しては、出入国在留管理庁において、一時的に就労が可能な在留資格を付与するなど、特別な対応を執っています。詳細は添付の資料、又は以下のホームページを御確認ください。

■外国人の在留申請・生活支援

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00154.html

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた取組を含め、外国人を雇用するに当たり当該外国人が就労可能か確認をされたい場合は、最寄りの地方出入国在留管理局に御相談ください(連絡先は別添の資料を御参照ください。)

1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。

2 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務（※）に従事する対象となります。

※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です。

(注2) 「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を許可します。

(注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可します。

※10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(注) 「短期滞在」や「特定活動（帰国困難・就労不可, 出国準備）」の在留資格で在留している元留学生の方も対象になります。

4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む）

⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。

(注) 上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

■地方出入国在留管理官署

札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目	TEL 011-261-7502 (代)
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	TEL 022-256-6076 (代)
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30	TEL 0570-034259 (IP電話・海外から： 03-5796-7234)
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	TEL 0570-045259 (IP電話・海外から： 045-769-1729)
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18	TEL 052-559-2150 (代)
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	TEL 06-4703-2100 (代)
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地	TEL 078-391-6377 (代)
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31	TEL 082-221-4411 (代)
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1	TEL 087-822-5852 (代)
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号	TEL 092-717-5420 (代)
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15	TEL 098-832-4185 (代)

■インフォメーションセンター

外国人在留総合 インフォメーションセンター	TEL 0570-013904 (IP電話・PHS・海外から：03-5796-7112)
--------------------------	---